

令和8年10月より工事費内訳書の提出が義務化されます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、以下の点が義務化されました。

六戸町でも、令和8年10月以降に行う工事の入札から適用しますので入札に参加する際はご注意ください。

●改正内容

工事の入札の際に、従来の入札書に加えて工事費内訳書も提出すること。

（2回目の入札の場合は、内訳書の提出は不要）

※対象は、入札に付する工事のみです。

●内訳書に記載しなければならない経費

①直接工事費額

うち材料費額

うち労務費額

②共通仮設費額

③現場管理費額

うち法定福利費の事業主負担額

うち建退共制度の掛金額

④一般管理費等額

⑤工事価格

うち安全衛生経費額

※様式は別添の様式を参考にして下さい。（県や他市町村の様式も可）

※様式は、六戸町ホームページ/しごと・事業情報/入札・契約のページに掲載しています。

※入札書と内訳書は別の封筒に入れて提出して下さい。

●入札が無効となる場合

①入札書及び内訳書を提出しない場合

（2回目の入札の場合、内訳書は不要）

②入札書の金額と内訳書総額（工事価格）が一致しない場合

③入札書や内訳書に記載されている業者名、工事名、工事番号に誤りがある場合

●適用月日

令和8年10月以降の入札より

問い合わせ

六戸町企画財政課

電話 0176-55-4583